

平成29年6月定例会

議 案 説 明 資 料
予 算 関 係 以 外

(報告第11号関係)

危機管理局

平成29年6月定例会議案説明資料（予算関係以外）目次

危機管理局

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第11号	鳥取県国民保護計画の一部変更について	危機対策・情報課	1

<p>件名</p>	<p>鳥取県国民保護計画の一部変更について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 鳥取県国民保護計画について、弾道ミサイル等の発射事案への対応、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正、国策定の「国民の保護に関する基本指針」の変更等を踏まえ、その内容を見直し、所要の変更を行ったので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第8項において準用する同条第6項の規定により議会に報告するものである。</p> <p>2 変更の概要</p> <p>(1) 弾道ミサイル対応項目の追加</p> <p>ア 県民が迅速に避難行動を行うことができるよう、平素から啓発することを明記した。</p> <p>イ 全国瞬時警報システム（Jアラート）による弾道ミサイル等の発射・避難情報について、国から新たに示された「発射予告がなく、我が国領土・領海へ影響する場合の影響地域への情報伝達」を具体的に明記した。</p> <p>ウ 弾道ミサイル落下時に、県民に対して避難の指示等を行うことを明記した。</p> <p>エ 弾道ミサイル発射予告があった場合、国からの確度の高い情報が提供された場合等は、県の情報連絡会議等を開催し、体制や対応方針等を確認するとともに、市町村等関係機関と情報共有することを明記した。</p> <p>オ 弾道ミサイル発射に伴う被害情報の収集や消防庁への報告の手続きを明記した。</p> <p>(2) 防災情報の提供の充実、要配慮者のための食品確保</p> <p>ア 住民等への情報提供手段として、あんしんトリピーメール、とりネット、ツイッター、フェイスブック、Lアラート、エリアメール等の多様な広報手段（いずれも、既に現在活用している情報提供手段）を用いることを明記した。</p> <p>イ 避難住民の食品として、粉ミルク及び離乳食、お粥等の柔らかい食品など、多様な人に配慮した食品確保に努めることを明記した。</p> <p>(3) 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の反映</p> <p>東日本大震災に伴う原子力発電所事故を踏まえて修正された鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）に準ずる対策を行うことを明記した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の原子力安全顧問への参集要請 ・緊急時モニタリングの実施 ・安定ヨウ素剤の予防服用 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施 ・OILに基づく飲食物の摂取制限等の実施等 <p>(4) 国策定の「国民の保護に関する基本指針」の変更を踏まえた修正</p> <p>県境を越える避難の場合で、避難先の都道府県知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合は、安全確保の責務の明確化等のため、避難先の都道府県知事にその事務を委託することを明記した。</p> <p>(5) その他の変更</p> <p>県や国の組織名の変更、災害対策基本法の改正などを反映した。</p>

